

第2節 組織活性化と人事

I 組織活性化に向けた取組

金融行政の組織力向上のため、職員の能力・資質の向上や、職員の主体性・自主性を重視した職場環境やいきいきと働ける環境の整備に関し、2023 事務年度においては、主に、2023 事務年度 金融行政方針 本文 IV. - 2. 「金融行政を担う組織としての力の向上」に記載の取組について実施した。

(参考)

(出向の状況)

(単位：人)

	2023 年 3 月 1 日現在	2024 年 3 月 1 日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	24	27
民間企業等	17	18
地方自治体	5	5
大学教授	3	5
計	49	55

(大学院への留学等の状況)

(単位：人)

	2022 年度	2023 年度
国内大学院（会計、IT、金融等）	9	8
海外大学・大学院（法科、MBA 等）	18	17
計	27	25

(外部専門家の採用・登用等)

(単位：人)

	2023 年 3 月 1 日現在	2024 年 3 月 1 日現在
弁 護 士	39	43
公 認 会 計 士	67	70
不動産鑑定士	3	3
アクチュアリー	8	9
研 究 者	1	1
情報処理技術者	44	45
金融実務経験者	216	197
計	378	368

II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組を行い、周知徹底を図っている。

- ① 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守を全職員に周知した(2023年12月)。
- ② 全職員に対し、倫理監督官(長官)から倫理保持に関する周知を行った(2023年12月)。
- ③ 全職員を対象に、服務・倫理研修を実施した(必修研修(2023年7～8月)及び国家公務員倫理月間における研修(2023年12月))。

(2023事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
1件	2件

III 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置しており、2023事務年度に寄せられた情報のうち、受理したものは1件である。

また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」も設置しており、2023事務年度に寄せられた情報のうち、受理したものは14件である。